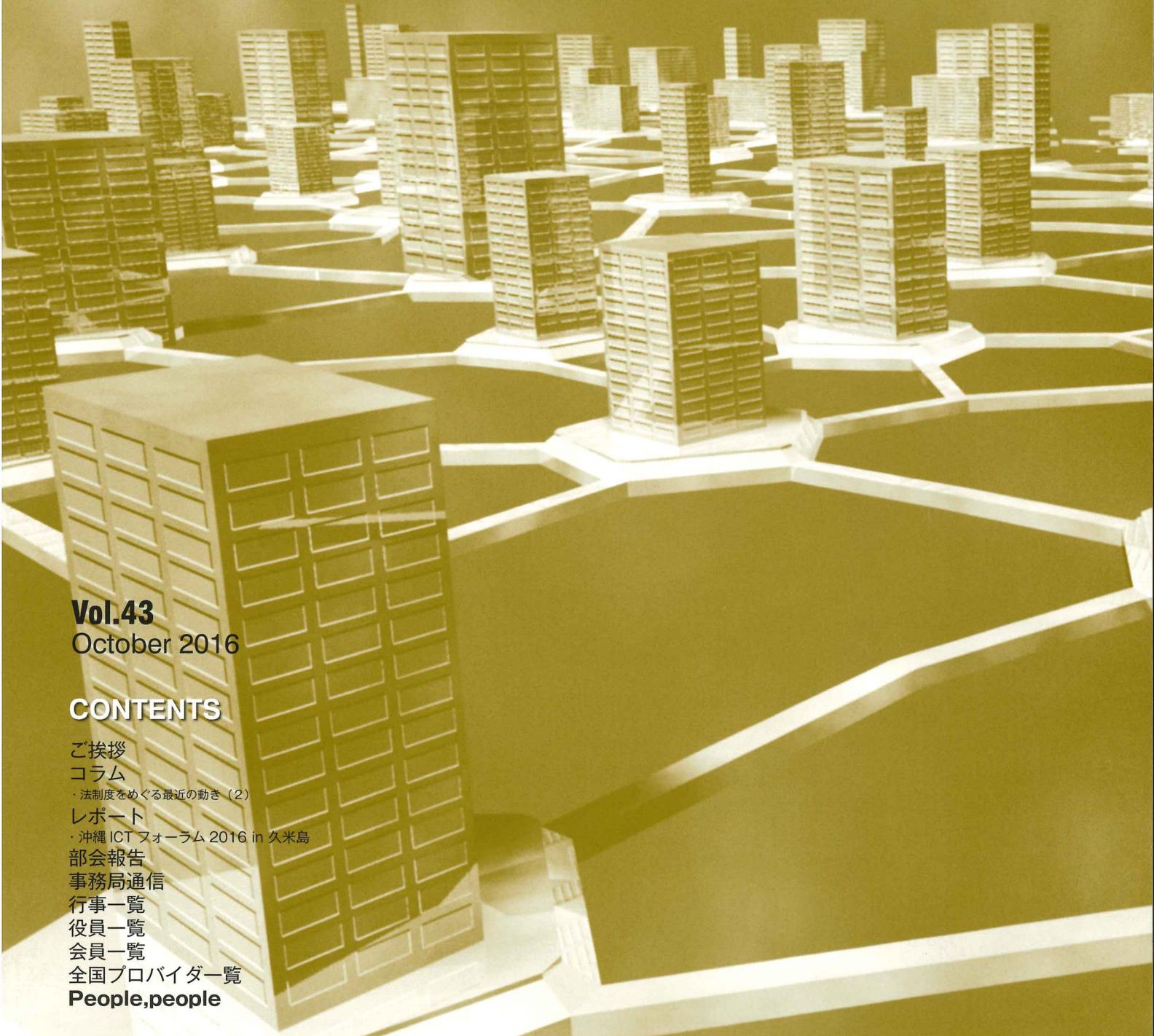


JAIPA Express



Vol.43
October 2016

CONTENTS

- ご挨拶
- コラム
 - ・法制度をめぐる最近の動き（2）
- レポート
 - ・沖縄ICTフォーラム2016 in 久米島
- 部会報告
- 事務局通信
- 行事一覧
- 役員一覧
- 会員一覧
- 全国プロバイダー一覧
- People, people**

ご挨拶

リオデジャネイロのオリンピックが8月21日に閉幕しました。柔道“お家芸”の復活や、卓球男子での日本初のメダル獲得など、連日見どころのある試合ばかりで、あらためてスポーツの魅力を実感した2週間でした。

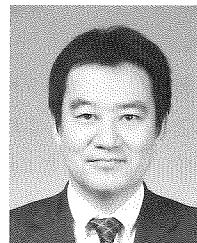
さて、今のアスリートはどこまでITを武器に戦っているのでしょうか？選手への密着ドキュメントなどでは、ITが活躍するシーンは思ったほどは少ないなと感じますが、とはいえ相手に応じた作戦の立案や、日々のトレーニングに至るまで、膨大なデータに基づいた科学的アプローチが成されていることは想像に難くありません。勝利のためのメソドロジーが確立されてしまっては、オリンピックはアマチュアスポーツの祭典ではなくもはや科学の領域。しかし実際のところ、「相手の方が私より努力していた」という主旨の敗戦コメントを多くのアスリートから聞く限り、やはり現状はまだ才能×努力、プラスアルファでITというところなのだと思います。しかしながら、2020年の東京オリンピックでは、スポーツに対するITの関わり方はさらに深く、全く変わったものになっていても不思議ではありません。

スポーツにおけるIT活用の先進事例としては、アメリカNFLにおけるIoTの活用が挙げられます。2015年シーズンから全ての選手のショルダーパットにRFIDセンサーが内蔵され、スタジアムに設置された20基のレシーバーを通じて選手の動きを読み取ったセンサーデータが120ミリ秒以内にサーバに到達するそうです。これらの仕組みを通じて、ファンは自分の応援するチームの状況、好きな選手の動きをアプリで確認し、「今日はいつもより走れてないな」とか、「パスが通らないぞ」など、チームはもとより選手単位で、しかもリアルタイムで確認することができるようになります。2016年シーズンからはボールにもセンサーが搭載され、今後はさらに詳細な情報が入手可能となるようです。試合から得られたデータは、次の試合の作戦を練ったり、トレーニングに活用します。データの活用という視点でいうならば、最近話題のVR技術を活用することで、ある選手の目線で実際にグラウンドに降り立ち、NFLのセンサーデータに基づいて再現されたバーチャル映像の中でチームメイトと一緒に勝利を「体験」する、といったことなども新しいスポーツの観戦様式として定着するかもしれません。このように、ITの活用範囲がどんどん広がり、ITによって新たに生み出された価値が一層多くのファンを獲得して、チームや競技全体で盛り上がっていくというのは大変すばらしい取り組みだと思います。

IoTやVR以外にも、AIやロボット、ブロックチェーンなど、ここ最近のテクノロジーの進化はものすごく早くなっていると感じます。それぞれが世の中を一変させるような技術であり、無視できないものです。そして、これらの技術を支えているのが、インターネットであり、モバイルであり、クラウドです。このような移り変わりの激しいITの世界で生き残るには、テクノロジーにしっかりと追随し、また売り方や課金モデルも時代に合わせたものに変化していく必要があるでしょう。これらの新しい流れは、インターネットの業界にとってはまさにチャンスであり、これまで以上にインターネットが人々の生活にとって関わりの深いものになっていくと考えます。

JAIPA会員同士の連携を深め、知恵を出し合って、このチャンスを大いに盛り上げていきましょう。

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
常任理事 上野 貴也



法制度をめぐる最近の動き（2）

前回は2016年5月の電気通信事業法改正とマイナンバー制度について寄稿させていただきました。

今回は前回の記事に若干の補足と、新たに消費者裁判手続特例法の話題と、インターネット・ホットラインセンターの話題を紹介したいと思います。

1 電気通信事業法改正関連（続き）

5月21日の電気通信事業法改正から4か月ほどになります。皆様の影響はいかがでしたか。

弊社は東京のローカルISPで規模も非常に小さいですが、さすがにプロバイダー協会の行政法律部会で副部会長を何年も続けさせていただいている私が、自社での対応が間に合わないというのは非常に恥ずかしいため、かなりギリギリですが何とか対応しました。

弊社では従来から契約後にログインIDなどを記載した書面を発送し、契約者に保管をお願いしていましたが、書面交付義務との関係で契約管理システムを法定書面に対応させるとともに、制度上も初期解約を拡充し、書面解約によらないでも契約日から14日以内であれば即日の解約を受け付けることにしました（従来は14日前の予告が必要）。

しかしその後も短期での解約の例は少なく、悪いことではないのですが若干拍子抜けをしました。

考えてみれば弊社のようなサービスに申し込むのはある程度知識や経験のある層の利用者で、事前によく調べて（場合によっては問い合わせて）から申し込みをすることに加えて、弊社は2014年から通信速度の実測値（ユーザ回線と同様の試験環境を用意して上下のftp速度を測定した結果）をグラフで公開しているため、加入した後で「こんなはずでは……」という思い違いが少ないのでしょう。

2 マイナンバー関連（続き）

前回、マイナンバー（個人番号）の入った証明書は本人確認に使えるか？というテーマと、個人が自分のマイナンバーをネットで公開した場合の話を紹介しました。今回はそれに補足して、クラウド事業者などのサーバにマイナンバーが保存される場合について考えてみたいと思います。

一般的な企業でも、従業員のマイナンバーを年末調整などのために収集して管理することになります。これを個人番号関係事務といい（番号法2条1項11号）、同事務を取り扱う事業者は個人番号関係事務実施者として、マイナンバーの漏えいなどが生じないよう適切な管理が義務付けられます（同12条）。

個人番号関係事務は一部または全部を委託することができ、委託をする側には受託者の監督義務（同11条）、受託する側は委託者と同様に個人番号関係事務実施者としての法的義務が課せられます。

ここで、クラウド事業者のサーバにマイナンバーが保管されている場合、誰がどのように管理の責任を負うのか？という疑問が生じます。

これに対する答えは、「事例により異なります。」ということになります。

クラウド事業者が「御社のマイナンバー、管理はお任せください」というようなサービス（典型的には、従業員から番号や確認書類の画像を入力してもらい、保管そのものを積極的に代行するようなものが考えられます。）については、疑いなくマイナンバーの管理の受委託といえるでしょう。

一方、ただのwebサーバやクラウドストレージに、クラウド事業者があざり知らぬところでマイナンバーを含むファイルが保管されている場合や、企業の担当者が普通のホスティングサービス上に人事管理システムを作って運用しているような場合です。

このような場合、そもそも契約は一般的なサーバの提供であって、マイナンバーの管理の受委託についての合意があったとはいません。このような場合にまでクラウド事業者に番号法上の義務が生じるとは考えにくく、番号法上はクラウドサービスを利用する企業の責任で管理をしているということになります。したがって、クラウドサービスの選び方や使い方が不適切でマイナンバーを漏えいさせてしまったとしても、それは利用者の責任ということになります。

もちろん、クラウド事業者の不備で情報が漏えいした場合、サービス全般の信用問題や損害賠償の問題になりかねないことは言うまでもありません。

3 消費者裁判手続特例法

3-1 制度導入の背景

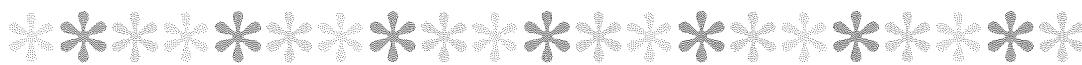
先日の行政法律部会で、消費者裁判手続特例法（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律、以下「特例法」といいます。）が2016年10月1日から施行されることが話題となりました。この点について触れておきたいと思います。

元々の問題として、消費者と事業者の紛争の多くは、多数の消費者が同じ境遇に巻き込まれながら、各々の損害額は裁判に訴えるほど大きくないという特徴があります。

消費者が事業者のサービスを不当であると感じ、法律に照らせば十分救済の余地があるものだったとしても、訴訟となると負担が重すぎてあきらめてしまうことが多々あったのではないかでしょうか。

新しい制度は、このような問題を裁判手続の拡充（より具体的には、判決の効力が及ぶ人的範囲の拡大）で減らしていくこうというものです。

通常の裁判手続きは具体的な紛争関係にある当事者どうしの1対1の関係が原則のため、判決や和解などの直接の効果は当事者の間



だけに及びます。それは裁判が当事者間の紛争解決手続きで、主張や反論の機会を与えられた人だけが裁判の結果に拘束されるという考え方によるものです。

紛争の原因が例えば1件の偶発的な事故で、損害額もある程度大きい場合、これらの点は大きな問題にならないかもしれません。ところが、広く薄く型の消費者トラブルの場合、裁判の負担が重すぎるという問題に加え、紛争の争点は全く同じであっても、個々の消費者が事業者を相手に別々の裁判をすることになります。いわゆる集団訴訟の場合、消費者がグループになって弁護士に委任することが多いと思いますが、それでも本人の負担は軽いものではなく、訴訟に加わる消費者はごく一部にすぎません。訴訟の結果が当事者にしか及ばないことは変わらず、通常の訴訟制度が広く薄く型の紛争を十分解決してきたとはいえないでしょう。

3-2 制度の概要

特例法は、消費者トラブルの拡散的な広がりという点に着目し、裁判手続きを「多数の消費者に共通の争点の判断」と「消費者各々が請求できる額の算定」の2段階に分割して迅速で効率的な解決を図ること、そして、第1段階の訴訟を一定の消費者団体が原告となって進め、勝訴した後の第2段階で各々の消費者が簡易な手続きで請求手続きに加わるようにすることで、今までの課題に取り組もうとしています。

手続きの流れに沿って説明すると、第1段階の手続き（共通義務確認訴訟）は、おおむね通常の民事訴訟に近い構造（原告と被告が法廷で弁論を行う構造）ですが、原告が内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体に限られます。つまり、個々の消費者は原告になれません。

この段階では各消費者に共通の争点、例えば「被告・ジャイパ大学（事業者）の入学を新学期開始前に辞退した学生（消費者）は、入学手続きで納めた授業料を返してもらえるか。」というような問題について判断が下されます。被告は当然特定されていますが、判決の効力が及ぶ消費者は共通の前提を有する者、この例なら「ジャイパ大学に2016年度の入学手続きをして、2016年3月31日までに辞退した者」という程度に特定され、個々の名前は出てきません。

第1段階で原告の団体が勝訴した場合、それを前提に第2段階（簡易確定手続き）に進み、第1段階の原告が消費者の請求を取りまとめて実際の請求手続きをすることになります。つまり、第1段階で示された条件に合う消費者の請求権があることが確認されていることを前提に、個々の消費者が条件に合うのか、具体的な請求額は何円か、ということを決める手続きです。この手続きは第1段階で原告となった団体が、ここで初めて個々の消费者的依頼（授權）に基づいて行います。この手続きは通常の訴訟よりも簡易迅速な手続きを重視するため、口頭弁論を開かず書面審理で決定を出せることになっています。このとき、団体は自身のwebなどで簡易確定手続きへの参加を促す周知を行うほか、被告となった事業者のwebページへの掲載、対象となる消费者的名簿の提出など、協力を求めることができます（特例法25条以下）。

なお、消費者団体が訴訟の原告となる既存の制度に、2006年に消費者契約法に加えられ、その後たびたび拡充が行われた適格消費者団体による差止請求があります。これは事業者の消費者契約法に抵触するような行為や景品表示法上の不当表示などに対して、適格消費者団体が差止めを請求できる制度です。差止請求の制度は被害の拡大防止につながり、今回の制度は被害の事後的な回復を目指すものといえるでしょう。

3-3 事業者からみた懸念

制度の概要は上記のとおりで、消費者の側からみれば、今まで我慢を余儀なくされていた問題に対して非常に強力な救済手段ができたことになります。

では、事業者の側からみればどうでしょうか。ひとつ大前提として理解いただきたいのは、この法律が消費者との契約関係自体を消費者有利に倒すものではなく、裁判手続きの特例法である、ということです。つまり、今まで法律に照らせば消費者が救済を受けられるはずだった事例において、1人1人の金額が少額であってもきちんと裁判手続きで救済を図れるようにしよう、ということです。

例えば契約内容（典型的には約款）が一方的に消費者に不利益なもので、消費者契約法に照らし無効とされるような場合、今まで目立った紛争にならなかったようなものでも、特定適格消費者団体によって訴訟に持ち込まれる可能性が出てきます。

しかも、誰が見ても不当といえるような悪質商法だけが対象ではありませんので、多くの人が当たり前と思っていたような業界慣習でも対象になります。（現行制度下の事件で記憶に新しい例としては、大学の学納金をめぐる訴訟があります。入学手続きで納めた授業料は入学を辞退しても返還しません、とした規約が消費者契約法に照らし一部無効とされたのです。）

従来の訴訟はあくまでも1対1が原則だったため、「権利意識の高い消費者との間で個別的に紛争が生じた」という立場を取る事業者も少なくなかったように思われます。また、事業者が敗訴しても直ちに他の消費者に影響が広がるわけでもありません。もちろん後の影響を考えて約款の見直しなどは行うでしょうが、普通の消費者契約で返金を求める訴訟が次々起こるとも考えにくいで

ところが、共通義務確認訴訟の効力は原告以外に範囲が広がるため、理論的には、事業者が敗訴すれば同じサービスの利用者全員がその判決の効力を利用できる、という事態が生じる可能性があります。これはこの制度の核心であると同時に、事業者にとっては大きなリスクといえます。

もちろん、この点は従来の訴訟制度と大きく異なるものですので、事業者の権利や手続保障とのバランスが考えられています。

まず、適用される紛争の類型が限定されていることです。これは事業者にとって敗訴のリスクが予見できないという問題に対応しているとされています。通常の訴訟では判決までの段階で具体的な金額が争われますが、この制度では具体的な金額が後から決まりますので、一定の前提から請求金額がだいたい定まる類型、消費者契約に関して生じた代金の返還などの紛争に限られます。



一方、個別の消費者の事情ごとに請求金額が異なり、事業者にとっても予見しにくいもの、例えば商品の欠陥に基づく人身事故の損害賠償、精神的苦痛に対する慰謝料、サービスの提供が滞ったことによる逸失利益のようなものは対象から除かれています。(精神的苦痛に対する損害賠償が除かれた結果、個人情報の漏えい事案が事实上対象から外れたことについては、消費者からみれば不十分に思えるかもしれません。)

ひとまず一定の契約に基づく代金返還の訴訟であれば、1人あたりの金額×契約数が最大のリスク、と予見して裁判に臨むことができるでしょう。

そして、原告が特定適格消費者団体に限られていることです。団体は一定の要件を備えることが認定の要件とされ、業務を行う段階でも行政の監督を受けます。およそ勝訴の見込みがないような(事業者が不当と認められる余地がないような)訴訟は相当抑制され、事業者は自らの主張をもって争うとしても、少なくとも裁判に訴えること自体は十分な理由がある事例が訴訟になるのだろうと思われます。

米国のクラス・アクションとの比較では、米国では(1)事件の類型に制限がなく、製造物責任に基づく人身事故の損害賠償のようなものも対象になりうる上、そもそも制度上懲罰賠償のような高額の損害賠償を命じる判決が出ること(2)被害を受けた消費者が誰でも原告になれること(3)判決の効力が離脱(オプトアウト)の意思表示をしない限り、被害を受けた消費者全体にも及ぶことというような違いがあり、日本の制度はだいぶマイルドなものだと

思われます。(米国と比べれば何でもそうかもしれません。)

3-4 まとめ

繰り返しになりますが、事業者や業界にとって当たり前と思っていた慣習でも、消費者は不当だと感じ、裁判所もそれを支持するかもしれません。

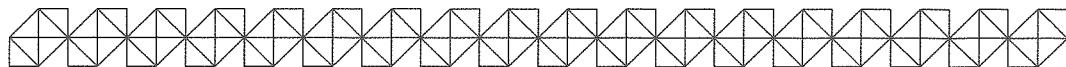
制度の導入を機に、事業者は消費者契約の内容が不当なものでないか、さらに一歩進められるならば、そもそも消費者との紛争が法律の問題にまで発展することは消費者がサービスに猛烈な不満を感じていることにはかならないのですから、顧客満足の観点からも契約内容を自主的に点検することが望されます。

4 インターネット・ホットラインセンター

既にご承知の方も多いかもしれません、2016年4月から、警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターの運営がインターネット協会からセーファーインターネット協会に交代しました。(ただし従来から、プロバイダ等への要請はホットラインセンター名義で行われていたため、見た目上は変わりません。)

同時期に委託内容も見直され、「違法情報、有害情報への対応」が警察庁の委託であったところ、直接の委託内容は「違法情報への対応」に限定され、「有害情報への対応」はセンターの自主事業として行われることになりました。

違法情報はともかく有害情報について、警察の事業としてプロバイダ等に削除を求めるについていろいろな意味で懸念もありましたが、その点に一定の解決がなされたことになります。



沖縄ICTフォーラム2016 in 久米島 開催報告書

<https://www.jaipa.or.jp/topics/2016/07/ict2016in.php>

日時：2016年7月7日（木）～7月8日（金）

※7月6日（水）15:00～18:30 「せきらら会」（完全招待制セキュリティ懇談会）

場所：具志川農村環境改善センター

〒901-3124 沖縄県島尻郡久米島町仲泊730

主催：一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

共催：インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会

後援：特定非営利活動法人 フロム沖縄推進機構

協賛：BBIX株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、NTTファイナンス・アセットサービス株式会社、さくらインターネット株式会社

参加費：無料（懇親会参加は1日 4,000円/1名）

参加人数：136名（6日（水）36名、7日（木）101名、8日（金）125名）

概要：

■7月6日（水）

15:00～18:30

- ・クローズドのセキュリティ・ラウンドテーブル
- ・サイバー犯罪対策
- ・金融機関
- ・Update Traffic

【登壇者】

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課 対策係
係長 警部 松崎充博氏 警部補 林 秀人氏

KDDI株式会社 中尾康二氏

テレコムアイザック推進会議 西部喜康氏

楽天株式会社 執行役員 ITガバナンス部

部長 福本佳成氏

日本マイクロソフト株式会社 高橋正和氏

NTTコミュニケーションズ株式会社 小山覚氏

19:30～21:00 意見交換会＆懇親会

■7月7日（木）

10:00～10:05 開会挨拶

JAIPA 副会長 菊池正郎氏（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

10:05～11:00 「THE FIGHT AGAINST CYBERCRIME」

楽天株式会社 執行役員 ITガバナンス部
部長 福本佳成氏

11:00～12:00 「サイバー犯罪の現状と対策」

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課 対策係
係長 警部 松崎充博氏

13:00～13:50 Wi-Fi認証：グローバル標準 or 新たなるガラパゴス？

JAIPA 常任理事 吉関義幸氏（ビッグローブ株式会社）

13:50～14:05 安全・安心マーク審査についての説明
インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会 濱谷規夫氏

14:05～14:50 国内外のFree WiFiの現状とWiFi認定制度について

JAIPA 副会長 立石聰明氏

14:50～15:40 「久米島モデル」

久米島町役場 プロジェクト推進室 室長 中村幸雄氏

15:40～15:55 休憩

16:00～17:20 「改正個人情報保護法－委員会規則、政令の『方向性』」

英知法律事務所 弁護士 森亮二氏

17:20～18:10 本当のパケットを運ぶ巨大なルータのクロノゲート

ヤマトパッキングサービス株式会社 ソリューション部
部長 佐藤英明氏

19:00～21:00 意見交換会 & 懇親会

■7月8日（金）

10:00～10:50 Fintechの技術と法

駒澤綜合法律事務所 弁護士 高橋郁夫氏

10:50～12:00 ゴールドスポンサーピレゼン

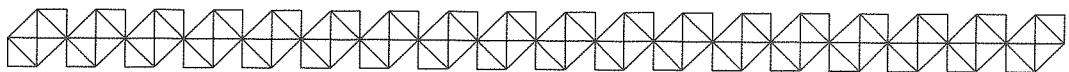
BBIX株式会社

NTTファイナンス・アセットサービス株式会社

さくらインターネット株式会社

13:00～14:00 「マイクロソフトにおけるクラウド・AI戦略」

日本マイクロソフト株式会社 執行役 最高技術責任者



榎原彰氏

14:00～14:45 IoTと5Gでモバイルネットワークはどのように進化するか

エリクソン・ジャパン株式会社 CTO 藤岡雅宣氏

14:45～15:30 モバイルネットワークのIPv6化とサービスへの影響

NTTドコモ株式会社 サービスデザイン部 伊藤孝史氏

KDDI株式会社 技術企画本部 技術企画部 茂庭智氏

ソフトバンク株式会社 渉外本部/JAIPA モバイル部会

副部会長 安力川幸司氏

15:30～16:00 「Why Diversity」

日本アイ・ビー・エム株式会社 人事、ダイバーシティ企画担当部長 梅田恵氏

16:00～16:40 「女性活躍推進法施行から3ヶ月～誰が何をどうする」

日本アイ・ビー・エム株式会社 人事、ダイバーシティ企画担当部長 梅田恵氏

NTTコミュニケーションズ株式会社 大川裕子氏

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

橋本ゆり氏

株式会社ネットフォレスト 小林聖弥氏

モデレータ：

JAIPA初代女性部会長 小林洋子氏

16:40～17:00 休憩

17:00～19:00 エグゼクティブトーク

NTTコミュニケーションズ株式会社 取締役（OCN担当）

大井貴氏

さくらインターネット株式会社 代表取締役社長

田中邦裕氏

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

取締役執行役員EVP(So-net担当) 石井隆一氏

ニフティ株式会社 代表取締役社長 三竹兼司氏

日本マイクロソフト株式会社 執行役 最高技術責任者

榎原彰氏

BBIX株式会社 専務取締役COO 福智道一氏

ビッグローブ株式会社 取締役副会長 古関義幸氏

モデレータ：

NTTコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役

小林洋子氏

19:30～21:00 意見交換会＋懇親会(イーフビーチホテル)

※プログラム委員

小林洋子@NTTコミュニケーションズ、古関義幸@ビッグローブ、小山覚@NTTコミュニケーションズ、高橋正和@日本マイクロソフト、安力川幸司@BBIX、宮内正久@ソニーネットワークコミュニケーションズ、立石聰明@JAIPA

■7月6日（水）

今年初めての台風（1号）発生が7月3日（日）、昨年の石垣島開催の再来を思い起こさせるこのタイミングでの台風。まあ、この時期台風は付きものと言いますが、2年連続とは。そんな不安を抱え事務局は7月5日（火）に久米島入りをしました。順調に久米島入りした後は、会場や懇親会会場を回っての確認、現地の方々へのご挨拶と今後のスケジュールや工程をチェック、打ち合わせをしました。その間はとても青い空と青い海で、本当に台風来るの？と言う感じでした。

さて、6日（水）は今年初めての試みで、セキュリティに特化した、ここでしか話せない限定の話を赤裸々に語ってくれる「せきらら会」を完全招待制で開催しました。登壇者と参加者を限定することにより、ただ単に講演を聴くだけではなく、より深掘りした相互に意見交換・情報交換が出来るのではないかと、登壇者にここでしか話せない限定の話を引き出すのがプログラム委員の想いです。登壇者に警視庁の方をお迎えして、現状と今までの取り組みや事例を元にその時どんな動きをしたのか、事業者とのやりとり等、今まで表に出てくることがない、今後も滅多に聞くことが出来ないような内容のお話しをご披露いただきました。もちろん、登壇メンバーをご覧いただければおわかりだと思いますが、日々インターネットのセキュリティ関係に尽力している方々とのディスカッションも活発でした。当初十数名の参加を想定していましたが、ふたを開けてみれば、36名と大勢の方々に参加いただきました。次回以降、続けるかどうかは次回フォーラムのプログラム委員で検討するでしょう。

■7月7日（木）

この日の天気はと言うと、雲が多いが青空が見える、ちょっと風が強いかなと言う感じ。台風発生から台風情報から目が離せない。心配していた台風は逸れてくれて、時々強い雨が降り、風もちょっと強いですが、私のわかっている範囲では、昨年のような交通に大きな影響はありませんでした。森先生もいらっしゃいましたし。

朝10:00当協会副会長 菊池氏より開会挨拶を頂戴し、昨



日の「せきらら会」登壇者の楽天株式会社福本様、警視庁松崎様、林様の順で、福本様には楽天でのセキュリティ対応、対外的な対応も含めてお話しいただき、松崎様、林様には昨日の話の概要をご紹介いただきました。前日から参加の方々には更に、本日から参加の方にもとても参考になった面白いお話しだったと思います。

昼食ですが、今回の会場の近辺は大人数で対応できる飲食店が見当たらず、イーフビーチホテルよりケータリングを手配して、1杯700円にて来場者に提供いたしました。7日は久米島そば、8日はカレーでした。両方ともとても美味しかったです。

さて、お腹いっぱいになったところで、午後のセッション開始、まずはWi-Fi関係について、3時間弱の時間を使ってのお話しです。最初は当協会常任理事の古関氏より、4月に開催されたモバイル部会で提案された案件を久米島でも紹介いただきました。認証について日本のWi-Fi認証を今後どうするべきか！総務省の実証実験の報告書によるWebAPIを取り入れた新たなガラパゴスにならないか？グローバル標準NGHへの提案です。本フォーラムでも皆さんに情報共有して、この議論をどう持っていくのか、進めて行くのかを今後検討したいとのことでした。引き続きモバイル部会で検討して行きますので、皆さんのご意見、ご参加をお待ちしております。次にすでに十数年前から通信4団体で行っている「安全・安心マーク」ですが、これだけWi-Fiが普及している中、認証をはじめとするセキュリティ面で不安要素が多く、電気通信事業者以外の方々も運営していることもあり、「安全・安心マークWi-Fi版」を作る事になりました。そこで、現状の安全・安心マークの審査状況をインターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会 濱谷氏より紹介いただき、具体的な安全・安心マークWi-Fi版の内容と国内外のFree Wi-Fiの現状を当協会立石副会長よりご報告いたしました。Wi-Fiについては、利用者が伸び勢いで対応事業者も増えていったので、整備が仕切っていない部分が多いと感じています。この機会に当協会にて検討をして参りたいと思っております。

次に必ずプログラムに入れる「地元ネタ」です。今回は、久米島町役場 プロジェクト推進室室長の中村氏に「久米島モデル」として、子どもが少なくなった高校に県外から生徒を受け入れ、年々その活動が活発になり、海外からも受け入れをするようになったとのこと、他にも新エネルギーや久米島海洋深層水複合利用等、久米島ならではのお話を聞いていただきました。会場来場者に「球美の水」「久米島の天然水使

用の水素水」をいただきました。

休憩を挟んで、前回石垣島に台風の影響で飛行機が飛ばず、那覇でネット越しのご講演となった森先生の登場です。あの時はきっと大変だったろうと思いますが、軽妙な語り口で当時の様子をお話しいただきました。とても楽しいお話しで、もちろん本題の「改正個人情報保護法－委員会規則、政令の『方向性』」も5つの改正法の概要（個人情報の定義の明確化、利活用のための改正、保護のための改正、個人情報保護委員会、グローバル化への対応）を一つずつ、しっかりと分かり易い解説をいただきました。この日最後のセッションは、当協会女性部会主催で羽田のクロノゲート見学をさせていただいた繋がりで、ヤマトパッキングサービス株式会社のソリューション部佐藤部長に「本当のパケットを運ぶ巨大なルータのクロノゲート」として、実際にあったことや取り組み等をお話しいただきました。通信関係ってパケットという言葉は耳慣れていますが、まさに！ネットワークを駆使してのご活躍、そして一部物品の修理サービスやメディカル物流へも手を広げていると言うことでした。人と人とのつながりも重要だと感じた講演でした。朝から盛りだくさんの講演も18:00には終了し、この後意見交換会と懇親会（レストラン「竜」）へとバスで移動しました。

■7月8日（金）

この日のセッションは多種にわたったプログラムです。まずははじめに「Fintechの技術と法」として、高橋郁夫先生です。出版された「仮想通貨－技術・法律・制度－」が重版出来ましたそうで、まずはその紹介からでした。最近頻繁に耳にする「Fintech」とは何か？から、全体像を元に、それに関わると思われる技術（ブロックチェーン、モバイル、AI、ビッグデータ）を具体的に説明いただきました。次に今回のフォーラムに協賛いただいた4社にそれぞれ、プレゼン（そのうち3社）をしていただきました。BBIX株式会社、NTTファイナンス・アセットサービス株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、さくらインターネット株式会社。この4社のご協賛があってこそ、開催できましたことをご報告させていただくとともに、この場を借りて改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。ぜひ、来年もよろしくお願ひいたします。

昼食終了後は、「マイクロソフトにおけるクラウド・AI戦略」として日本マイクロソフト株式会社 柳原さんにご講演いただきました。まさにこれからのマイクロソフトの取り組み！のお話しでした。次に「IoTと5Gでモバイルネットワークは

どのように進化するか」エリクソン・ジャパン株式会社 藤岡さんに、ご講演いただきました。あらゆるものがネットワーク化してきている今はIoTって、最近聞かない日は無いくらい毎日何かしらの話題がありますよね。2020年に予測される各種IoT分野における付加価値は200兆円らしいです。そして5Gへの道のりをお話しいただきました。次にキャリア3社のパネルです。「モバイルネットワークのIPv6化サービスへの影響」というタイトルで、ここでしか話せない、本音のトークをしてくださって、会場を交えて大変盛り上りました。南の島のマジックです。と仰る方もいらっしゃいました。毎年このフォーラムでは、思わず話してしまう、見たいな楽しいことが盛りだくさんになります。開催報告書でもそんなことを書かないし、参加した人だけのお得セッションですね。

次は、ちょっと方向性が変わって、「ダイバーシティー」のお話です。企業が発展していくためには人材は必要、日本アイ・ビー・エム株式会社の人事・ダイバーシティー企画担当部長の梅田さんにお越しいただき、ダイバーシティーとは、IBMがこのダイバーシティーを取り入れた経緯や取り組みをお話していただきました。そういえばご講演内で、勤務場所の話も出てきましたが、勤務したいからその会社近辺に引っ越しをする人も多くいるとか、「強い！」そういう意識があるのはすごいです。

その後、JAIPA女性部会の初代部会長がモデレータをする「女性活躍推進法施行から3ヶ月から誰が何をどうする」というタイトルで、パネルディスカッションに入りました。パネラーはJAIPA女性部会長 大川さん（新婚）、副部会長 橋本さん（一児の母）、ネットフォレスト 小林さん（独身）の3名を加え、自分の現状と今まで悩んだことや困ったことなど率直にお話しいただきディスカッションをしていただきました。短い時間だったので、お一人お一人に時間が取れ

ず大変失礼いたしました。またどこかの場で機会を設けたいと思っております。女性でも男性でも仕事をしていれば私生活を絡めた何らかの問題は多かれ少なかれ抱えているはず。それでも女性は子どもを産むという性質を持っているので、身体を拘束がされることが多いですね。女性活躍推進法については、内容を良く理解していないのでここで触れませんが、楽しく働ける環境は大切だと思います。ぜひ、女性部会でもそんなことを話せたら良いかと思いました。休憩を挟んで、毎年恒例の「エグゼクティブトーク」です。もちろんモデレータはNTTコミュニケーションズ株式会社常勤監査役 小林洋子様。今回はパネラーの人数も多くNTTコミュニケーションズ株式会社 取締役（OCN担当）大井貴氏、さくらインターネット株式会社 代表取締役社長 田中邦裕氏、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 取締役執行役員EVP（So-net担当）石井隆一氏、ニフティ株式会社 代表取締役社長 三竹兼司氏、日本マイクロソフト株式会社 執行役 最高技術責任者 榊原彰氏、BBIX株式会社 専務取締役COO 福智道一氏、ビッグローブ株式会社 取締役副会長 古関義幸氏と7名です。「港のヨーコ・ヨコハマ・ヨコスカ」の音楽で小林洋子様の登場。もちろん皆さんオリオンビールを片手に口もなめらかになります。ここだけの、ここでしか聞けないおはなし。。。

さて、3日間のセミナーが終わり、イーフビーチホテルでバーベキュー懇親会です。エイサー演舞も入り大いに盛り上がり、相互に意見交換が出来たと思います。開催までご尽力いただいたプログラム委員の皆様、イーフビーチホテル支配人 比嘉様他、久米島役場、ホテル関係の皆様、そして、参加してくださった皆様、ありがとうございました。毎回、行き届かないことが多い有り申し訳ございません。これに懲りずに、来年も是非ご参加ください。（M）



[ネットワークの中立性に関するワーキング・グループ]

ネットワークの中立性に関するワーキング・グループの設置について

2000年ごろから、米国のキャリア等がアプリケーションによってネットワークを遮断したことなどを起因として議論がはじまり、Tim Wu氏の書いた論文「Network Neutrality, Broadband Discrimination」が発表され、その“Network Neutrality”「ネットワークの中立性」という言葉が世界中で使われるようになりました。しかし、「ネットワークの中立性」と一言で言っても、米国とのそれとヨーロッパでは、背景も違うことから内容も少しずつ違っています。また、日本では2006年に総務省で、「ネットワークの中立性に関する懇談会」も開催され報告書も出ておりますが、米国やヨーロッパのような盛り上がりもなかったというのが私の印象です。もちろん、当時から「フリーライダー」という言葉もあり、ネットワークのコストをどう分担するのかという議論が日本でもありました。が、当時は回線コスト等がまだ漸次下がっていたという時代背景もあり、ISPを中心とする通信事業者も、あえて大きな問題とすることなくこの議論は縮小していったように思います。

しかし、2015年7月の某OSのアップデートに伴うトラフィックで事態は表面化しました。この問題ではお客様からの苦情がISPに多数寄せられ、事情をご存じないユーザかなり混乱したと思われます。もちろん、これだけが問題ではありません。YouTubeを始めとするストリーム系のコンテンツを筆頭に、いわゆるリッチコンテンツが増え続け、それに伴い、日本のトラフィックはコンスタントに増加し続けております。ISP、特に地方の2次ISPからすると、OSのアップデートトラフィックやストリーミングコンテンツは、ユーザへ流すことでそのトランジットコストが増加することはあっても、そのコンテンツ事業者からネットワークのコストの一部を負担してもらえるようなことは過去に一度もありませんでした。

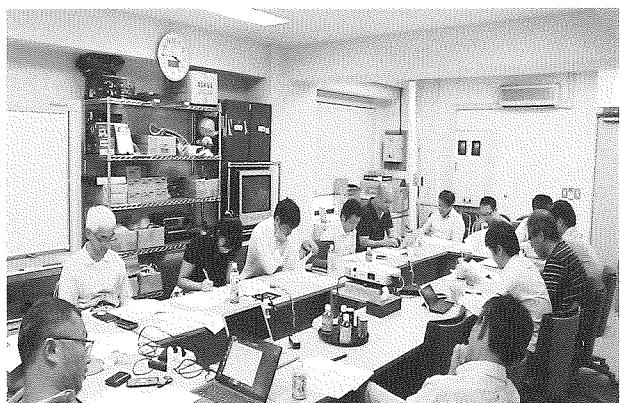
また、最近はあまり聞かなくなっている「FON」等につ

いても、今後は問題になることが出てくるかもしれません。特に「FON」に関しては、「第三者利用を禁止」しているISPであっても、FONのWi-Fiルータが第3者に接続を許可することなどから、ユーザ規約（あるいは約款）上も、問題になることがあるでしょう。

更に、ここ数年で「Zero-Rating」ということが問題になつてきました。すでに海外では普及し始めておりますが、これについても議論が分かれているところです。「Zero-Rating」とは、海外ではFacebook等が始めたサービスで、主にモバイルでのサービスになりますが、一部のトラフィックを無料にするというサービスです。つまり仮にFacebookが行っているZero-Ratingであれば、FacebookとFacebookが指定するサービス（Web Site等）へのパケット料はFacebookが負担するため、ユーザは無料で閲覧することができるというものです。

これについては、海外でも国によって大きくその対応が違います。まず南米ですが、チリは2014年に、違法判決が出ておりサービスは停止しました。チリではすでに「ネットワークの中立性に関する法律」があり、それに抵触するため違法となつたのです。他の南米の国々、例えばブラジルやアルゼンチンにおいても、「ネットワークの中立性に関する法律」が存在するため、私の知る限り南米での「Zero-Ratingサービス」は存在しません。

一方、インドでも一部の地域でこのサービスが開始されて





おりました。2015年秋に、インドのプロバイダー協会の方にお会いした際、このサービスによってその他への接続(Zero-Rating以外へのパケット料)が10倍になってしま困っているとのことでした。何故そのようになったのかについては、聞き及んでいませんが、2016年2月には、インドの「電気通信規制庁」がルールを改定し、Zero-Ratingサービスを排除しました。2016年6月に先のインドプロバイダー協会の方に再度お会いしてこの話を聞くと、規制庁のルール改正はまだ一部で、これからいろいろなステップを踏んで変更していくと言うことでしたので、それについては追って情報収集したいと考えております。更に他の地域では別の現象が起きているのですが、それはアフリカです。アフリカでも北アフリカの国々や南アフリカはITもインターネットも想像以上に普及しており、GNPが日本の数分の一の国でも、人々の多くがスマートフォンを利用してあります。しかし、中央部のアフリカについてはまだまだインフラが整備されていないこともあります。衛星インターネットをバックボーンとしたZero-RatingによりFacebookのサービスが展開されております。そもそもインターネットの普及はおろか電力や通信網すらあまりないところでの、「ネットワークの中立性に関する法律」などもなく、規制するものがいためかなり普及しているようです。よって人からの伝聞ではありますがアフリカにおいては「インターネットとはFacebookのこと」であると考えられている地域や国が少なくないようです。このような現象がいいことなのかどうか…

日本においても、今秋LINE電話のサービスが始まりました。LINEアプリに関してはパケット料を取らないという、

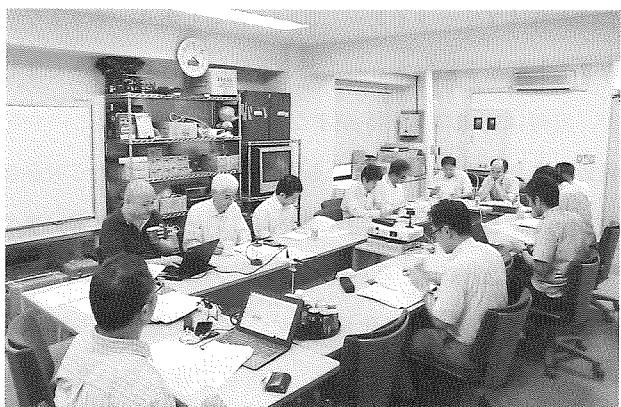
いわゆるZero-Ratingサービスです。これを今後我々はどのように考えていくべきかでしょうか。

日本は米国ともヨーロッパとも違う法律があり、特に通信に関してはNTT東西がISPをしてはならないという背景があります。また、「表現の自由」や「通信の秘密」が非常に重くとらえられているため、特に米国と簡単には比較できませんが、中立性に関して賛成するにしても反対するにしても、参考になる議論は多いと思います。

この「ネットワークの中立性に関するワーキング・グループ」では、OSのアップデートに伴うトラフィック増だけでなく、増え続けるストリーミング等についてもどう対処していくか、その他Zero-Ratingサービスなど、中立性に関する課題について、幅広に情報交換や意見集約など行っていきたいと考えておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

なお、このワーキング・グループについては、当面他の部会と同様、月1回程度開催する予定です。

ワーキング・グループ主査：立石聰明



秋の夜長、いや夜だけなく 行楽の秋も どうやって過ごそうか……

2016年夏

前評判はたいしたことなかったリオ・オリンピック。始まってみればメダルラッシュで連日賑やかな事になりました。

甲子園では作新学園なんて懐かし名前の学校が優勝旗を手にして終わりました。

セリーグでは25年ぶりのカープ優勝が現実味を帯び、パリーグではホークスとファイターズが大接戦。

イチローはMLB3000本安打達成。

そして中々発生しなかった台風がいきなり集中して発生。北海道、東北で深刻な被害が。

8月は過ぎて行きました。

9月になったら

リオ・パラリンピックが始まります。ワールドカップアジア予選で日本は黒星発進。カープのマジックは一桁。ホークスとファイターズは連日予断を許さない緊張感のある試合を続けています。そして台風の襲来は続いています。

この号が発刊される頃は暑さも落ち着き、秋が訪れているはず。

○○の秋、△△の秋。様々な楽しみ方があると思います。夏に暑さで消費した体力を取り戻し、爽やかな風の中で穏やかに時間を過ごす、そんな季節になっているはず……。

散歩の秋

全国よりみち研究所

<http://mirai.dnp/chiiki/yorimichi.html>

JR市ヶ谷駅近くで「よりみち研究所」の企画展示が開催されています。

「よりみち」を世に広め、人と街を元気にしていく

日本には、その地域の人しか知らないような魅力的な場所がたくさんあります。そんな地域に眠る魅力を掘り起こして、「よりみち」スポットとして発信したい。そして、地域に人を引きつけ、地域を元気にしたいという

想いで「全国よりみち研究所」を立ち上げました。地域の方々と共に考えた、思わず足を運びたくなるような“よりみち”を疑似体験できる展示や、よりみちプランを作るワークショップを通じて、“よりみち”的世界を体験できます。」

日本全国様々な観光地がありますが、雑誌やネットで紹介されているスポット以外に、実は面白いところがあるんですよ。それを是非紹介したいというコンセプトでオープンしたスペースです。

第1回のよりみちエリアは、大分県日田市と青森県八戸市。この両市の寄り道スポットを紹介しています。

大分県日田市は昔から不思議な文化スポットです。江戸時代日本全国から学びにやってきた咸宜園から始まって、タモリが支配人をしていたボーリング場。野外フォークコンサートが盛んな土地。特定の作家の作品を生み出さない陶芸の里小鹿田（おんだ）。日田焼きそばから鰻とバリエーションの広い食文化。いい街です。

青森県八戸市は、自称B級観光地。何処かに旅行に行こうと考えたときに、八戸に行こうとは普通思わない。データ的にもビジネス旅行客が多い土地です。そんな八戸は、実はよりみちの宝庫。街中の銭湯は早朝からやっているし、日本一雑多で大規模な朝市は毎週開催されているし、街の中心街は昭和の路地裏がいくつも残っている「レトロ」不思議な街です。

読書の秋

2016年秋、橋川幸夫の新刊「ロッキングオンの時代」（晶文社）発行します

「70年代ロッキングオンをご承知の方も、そうでない方も、70年代から始まったものは何なのかを感じていただけないと嬉しいです。（橋川幸夫）

……2階の階段のところにDJブースがあり、そこに渋谷陽一がいた。大学受験中の浪人生だった。2階では、ただ大きくすれば良いというかのように巨大なスピーカーが轟音を鳴り響かせていた。

僕は、はじめてこの空間に入った時の衝撃を覚えている。

ロックとは巨大なボリュームで聞くものだ、となぜか確信した。ロックは鑑賞したりなごませるものではなく、自分を圧倒させるものだ、と思った。

決して自宅では聞くことの出来ない音量でロックを聞かせる空間こそがロックそのものだと思った。あまりの音量のために音は割れ、ノイズが発生しているにもかかわらず、渋谷は最大のボリュームで音楽を流し続けていた。DJといつても、今のクラブシーンにあるような、音楽と一体になってリミックスするようなものではない。ただぶっきらぼうに「ハイ、次のはシカゴの新作です。聞いてください」ぐらいのコメントをするだけの、アルバムの曲紹介係みたいなものだった。

ときどき、雑談のような話題もしゃべるが、それよりも、このバカデカイ音量が、ソウトイートの最大の存在理由であった。……

音楽少年少女だった皆様にお勧めの一冊です。

食欲の秋

サンマ美味しい、松茸食べたい、栗ご飯もいい、鯖も脂が乗ってくる。そんな秋ですが今年是非食べて欲しいのが「Doyenne du Comice」

ネットでは「幻の洋梨」と表現されていますが、その理由は非常に美味しいにもかかわらず栽培農家が少ないと言う事です。栽培が厄介な洋梨。

青森県南部町の沼畑さんに話を聞いたところ、「枝が暴れる」という表現をしていました。思い通りに枝が伸びず、とにかく厄介な木だそうです。だけどその実は絶品。

スプーンでちよいと気どって食べるとそれは「デザートのようなフルーツ」

まだまだ一般的にはその名前が浸透して居らず、贈答用の高額商品だけが目立っています。小ぶりのものはお手頃な価格で買う事も出来るのですが。

ちなみに青森県推奨洋梨のゼネラルレクラークは、この「Doyenne du Comice」の自然雑交配種のこと。

たまにはインターネットから離れて爽やかな秋を楽しんでみでは？

【Information】

■「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトにご注意ください！

<https://www.jaipa.or.jp/topics/2016/08/post-3.php>

最近、「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえる」というアルバイト募集を見て、応募するために免許証や健康保険証といった身分証明書の画像などを送ったところ、知らない間に自分の名義で携帯電話が契約されていた」という事案が多数発生しています。

これは、アルバイトを募集した何者かが、得られた身分証明書の画像や個人情報を使って、その名義により携帯電話(MVNO)サービスを契約しスマートフォン端末を購入していると考えられます。アルバイト応募者のもとには、上で契約されたと思われるスマートフォン端末の入った荷物が携帯電話事業者(MVNO)から届きます。この荷物をあらかじめ指定された住所に転送することによりアルバイトを行ったことになるようです。アルバイト応募者が自分で申し込みを行っていなくても、提供された身分証明書の名義により契約が結ばれてしまうと、名義人(アルバイト応募者)が契約者とみなされてしまいます。自分名義の契約のスマートフォン端末がたとえばオレオレ詐欺のような犯罪に使われると、警察の捜査の対象となる可能性があります。またスマートフォン端末を無断で譲渡すると、携帯電話不正利用防止法に基づき2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

さらにMVNOからは端末代金及び携帯電話利用料、解約の場合の違約金等が名義人である契約者(アルバイト応募者)に請求されます。それらの支払いがされない場合は民事訴訟で訴えられるほか、携帯電話会社が作る不払者情報データベースに契約者の個人情報が登録されることとなり、今後どこの携帯電話会社とも携帯電話の契約ができなくなる恐れがあります。

また、アルバイト応募者が銀行口座の情報も提供させられ、気が付かない間に応募者名義でクレジットカードが作られ、

悪用されてしまう場合もあります。

このようなアルバイトには絶対に応募しないようにご注意願います。

詳しくは国民生活センターが公表した下記資料をご参照ください。

「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトにご注意！(速報)[2016年7月22日：公表]

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160722_1.html

■当協会を騙った詐欺メール等について

<https://www.jaipa.or.jp/topics/2016/09/post-4.php>

最近、様々なインターネット関連会社を名乗り、SMSやメール等で無差別にインターネット利用者に対し、架空の利用料を請求する詐欺と思われるメールが送られています。

事例としては、

--

有料動画利用履歴が有りますが

料金未納の為、本日連絡いただけない場合

法的手続きとなります

○○株式会社

03-====-

--

さらに、それを支払ってもその金額の○割を日本インターネットプロバイダー協会(または東日本インターネットプロバイダー協会と書いてあることもあるそうです)が負担してくれるので、補てんされるというような文書も書かれているようです。

当協会では、そのような事は一切していません。

このようなメールを受け取られた場合には、ご注意ください。

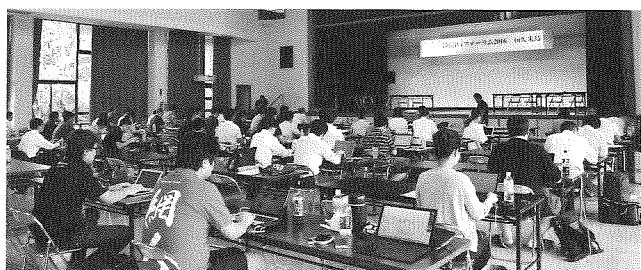
なお、当協会ではそのようなメールに関する相談には応じておりません。

(2016/9/23(金))

行事一覧

7月

- 6日(水)～ 9日(金) 沖縄ICTフォーラム2016 in 久米島
(at.具志川農村環境改善センター)
- 11日(月) 第151回行政法律部会
- 12日(火) 第149回地域ISP部会
- 19日(火) 第111回運営委員会
- 20日(水) クラウド部会主催「CloudConference2016」
(at.コクヨホール)
- 21日(木) 第15回モバイル部会
- 26日(火) 第107回インターネットユーザー部会
- 27日(水) 第83回女性部会



(沖縄ICTフォーラム2016in久米島)

8月

- 2日(火) 第152回行政法律部会
- 3日(水) 第55回クラウド部会
- 9日(火) 第1回ネットワークの中立性ワーキンググループ
- 9日(火) 第150回地域ISP部会
- 23日(火) 第112回運営委員会
- 25日(木) 第108回インターネットユーザー部会
- 26日(金) 第16回モバイル部会
- 31日(水) 第84回女性部会

9月

- 1日(木) 第2回ネットワークの中立性ワーキンググループ
- 6日(火) 第153回行政法律部会
- 7日(水) 第56回クラウド部会
- 13日(火) 第85回女性部会(勉強会＆見学会)
- 20日(火) 第151回地域ISP部会
- 21日(水) 第113回運営委員会
- 27日(火) 第17回モバイル部会
- 29日(木) 第109回インターネットユーザー部会

役員一覧

会長

渡辺 武経 株式会社ディー・エヌ・エー

副会長

菊池 正郎 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
大井 貴 NTTコミュニケーションズ株式会社
西山 裕之 GMOインターネット株式会社
立石 聰明 有限会社マンダラネット

専務理事

立石 聰明 有限会社マンダラネット

常任理事

秋山 卓司 クロストラスト株式会社
上野 貴也 ニフティ株式会社
鎌倉 忍 ディーシーエヌ株式会社
古関 義幸 ビッグローブ株式会社
晋山 孝善 ジェットインターネット株式会社
関野 浩也 群馬インターネット株式会社
高橋 佑至 株式会社ネットフォレスト
竹綱 洋記 ソフトバンク株式会社
永田 勝美 株式会社NTTぷらら
中桐 功一朗 KDDI株式会社

理事

家本 賢太郎 株式会社クララオンライン
石田 卓也 株式会社イプリオ
高橋 美博 株式会社グッドコミュニケーションズ
田中 邦裕 さくらインターネット株式会社
中野 雄一 株式会社エヌディエス
野口 尚志 EditNet株式会社
横田 洋人 株式会社アットアイ
横山 正 株式会社インターリンク

監事

新堀 龍明 株式会社サンライズシステムズ
竹内 常夫 虹ネット株式会社

(2016年9月30日現在)

会員一覧

■正会員 [155団体]

株式会社アイエフネット	株式会社イプリオ	株式会社NTTぷらら
株式会社IMS	射水ケーブルネットワーク株式会社	株式会社エンボリック
株式会社アイキューブ・マーケティング	株式会社インターネット尾張	オーシャンブロードバンド株式会社
株式会社IC-NET	インターネット・フューチャー株式会社	株式会社大塚商会
株式会社IDCフロンティア	インターネットプロ東海株式会社	大槻電気通信株式会社
株式会社アイマネジメント	株式会社インターネット	株式会社オキット
AXLBIT株式会社	WIXI株式会社	カゴヤ・ジャパン株式会社
アクロニス・ジャパン株式会社	エクイニクス・ジャパン株式会社	関越ネットワークシステム株式会社
株式会社朝日ネット	株式会社エスケプランナ	特定非営利活動法人きたうら花ねっと
株式会社アットアイ	株式会社STNet	京セラコミュニケーションシステム株式会社
有限会社あまくさ藍ネット	株式会社エディオン	株式会社クオリティア
アミック株式会社	EditNet株式会社	株式会社グッドコミュニケーションズ
株式会社有明ねっこむ	株式会社エヌディエス	株式会社クララオンライン
アルテリア・ネットワークス株式会社	NTTコミュニケーションズ株式会社	株式会社グローバルネットコア
株式会社イーネット	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	クロストラスト株式会社
イーブロードコミュニケーションズ株式会社	エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社	株式会社クロノス
イエスネット株式会社	株式会社NTTドコモ	群馬インターネット株式会社
イット・コミュニケーションズ株式会社	株式会社NTTPCコミュニケーションズ	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

会員一覧

株式会社ケー・アイ・ピー	株式会社西新宿ドットネット	株式会社メディアブリッジ 東京支店
株式会社ケーシーエス	虹ネット株式会社	ユニアデックス株式会社
KDDI株式会社	ニフティ株式会社	ライド株式会社
株式会社コアラ	日本・アルカディア・ネットワーク株式会社	楽天コミュニケーションズ株式会社
株式会社高知システムズ	日本情報システム株式会社	リコージャパン株式会社
株式会社恒徳産業	日本ネットワークイネイブラー株式会社	株式会社両毛インターネットデータセンター
コスモメディア株式会社	日本マイクロソフト株式会社	株式会社レキサス
彩ネット株式会社	株式会社日本レジストリサービス	Rebyc株式会社
サイバーエリアリサーチ株式会社	株式会社ニューメディア徳島	ワークアップ株式会社
さくらインターネット株式会社	ネクストウェブ株式会社	
株式会社さくらケーシーエス	株式会社ネクストジョン	■賛助会員 [5団体]
サンコー事務機株式会社	株式会社ねこじゅらし	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
株式会社サンメディア	株式会社ネスク	サイバーソリューションズ株式会社
株式会社サンライズシステムズ	株式会社ネットアイアールディー	特定非営利活動法人日本テレマーケティング保護協会
株式会社シーエスファーム	株式会社ネットフォレスト	日本ネットワークセキュリティ協会
GMOインターネット株式会社	株式会社ハイネット	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
GMOクラウド株式会社	株式会社Hi-Bit	
ジェットインターネット株式会社	パラレルス株式会社	(団体名五十音順) 2016年9月15日現在
株式会社シグマライン	株式会社ハローコミュニケーションズ	
株式会社スタジオマップ	BBIX株式会社	
株式会社ゼクシス	株式会社光システム設計	
株式会社創風システム	BizMobile株式会社	
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	株式会社日立システムズ	
ソピアフォンス株式会社	ビッグローブ株式会社	
ソフトバンク株式会社	株式会社ヒューメイア	
ZOROK株式会社	株式会社ファミリーネット・ジャパン	
株式会社タグバンガーズ	株式会社フィックスポイント	
有限会社たけかわ企画	株式会社フォーサイトウェーブ	
ダンボネット・システムズ株式会社	株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート	
株式会社つなぐネットコミュニケーションズ	株式会社フューチャースピリッツ	
株式会社ディー・エヌ・エー	株式会社フューチャーネットワークス	
ディーシーエヌ株式会社	フリービット株式会社	
株式会社TCP	ロックシステムデザイン株式会社	
株式会社DMM.comラボ	有限会社プロベル	
有限会社T-CNET	天糸瓜ネット合同会社	
株式会社電算	株式会社北斗システムジャパン	
電通工業株式会社	HOYAサービス株式会社	
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	株式会社ホワイトサポート	
トナミ運輸株式会社	株式会社マイメディア	
株式会社トリトン	松本商工会議所	
有限会社ナインレイヤーズ	有限会社マンダラネット	
那賀町ケーブルテレビ	三井物産セキュアディレクション株式会社	
株式会社長野県協同電算	ミテネインターネット株式会社	
那須インフォネット株式会社	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク	
株式会社NAX	株式会社武蔵野	
株式会社新潟通信サービス	メディアウェイブシステムズ株式会社	

皆様、こんにちは。インターネットユーザ部会に参加させていただいておりますTOKAIコミュニケーションズの高木です。

そろそろ涼しい気候になってきましたでしょうか。この原稿を書いているのは8月の猛暑真っ盛りの頃です。そこで私の好きな炭酸水について書かせていただきます。

■ 炭酸飲料と炭酸水

私が子供の頃は、炭酸水はお酒を割る物としての位置づけが強かった様で、炭酸と言えば砂糖を多く含んだ「炭酸飲料」ばかり多く目にしておりました。砂糖や人工甘味料を含まない「炭酸水」が自動販売機に入っていた記憶がありません。昔は炭酸水が手に入らず、炭酸飲料は体に悪いと言われており炭酸自体を飲める機会は限られておりました。それが今、コンビニエンスストアや自動販売機で冷えた炭酸水が販売されております。健康志向なのかもしれません、喜ばしい事です。個人的には少量(500ml)のペットボトルが出てきた事が下地にあるのではないかと思っています。ちなみにペットボトルには色々種類があり、炭酸ガスの圧力に耐える事が出来るものが炭酸水・炭酸飲料のペットボトルに使われております。

■ 炭酸水を作るⅠ

炭酸水はそれほど高いものではありませんが、常飲するには家で作れた方が楽です。飲みきってしまった時、水から作ることが出来れば買い出しに出る必要もありません。必要なものは「炭酸水素ナトリウム」と「クエン酸」で、どちらも薬局に売っています。炭酸水素ナトリウムではなく重曹(食用)でも代用可能です。他に水と炭酸水・炭酸飲料が入っていた空の耐圧ペットボトルが必要になります。製法は以下の通りです。

- ① 水(500ml)を冷蔵庫で冷やします。
 - ② 炭酸水素ナトリウムとクエン酸をそれぞれ小さじ1杯、ペットボトル(500ml用)に入れます。
 - ③ ペットボトルに水を注ぎ、ふたをしめ、ペットボトルを振ってかき混ぜ、炭酸水素ナトリウムとクエン酸を水に溶かします。
 - ④ 溶けたらペットボトルを冷蔵庫に入れ、炭酸の発生がおさまるのをしばらく待って完成。
- *作成は自己責任で。炭酸水素ナトリウムとクエン酸の量が多いと、耐圧ペットボトルでも破裂します。

以上の様にすれば、材料も道具も簡単に作れる事が出来ます。しかし、この方法ですと炭酸の発生の過程でクエン酸ナトリウム(食品添加物)が入り込みます。塩味とうまみ成分のような味がするものなので、純粋な炭酸水の製法ではありませんが、すぐに試す事が出来ます。

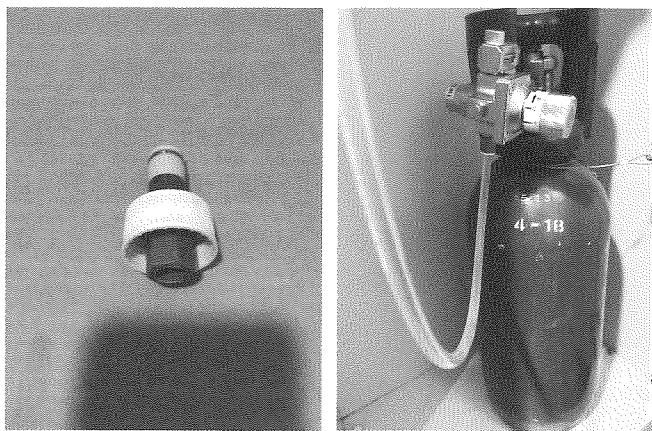
■ 炭酸水を作るⅡ

炭酸水だけを作るには、水に炭酸だけを入れれば良いので、水に炭酸(ガス)を入れます。必要なものは「炭酸ボンベ」と水と耐圧ペットボトル、他に

1. ボンベの中身は圧力が高すぎるのでそれを下げるレギュレータと呼ばれる減圧弁(～0.35MPaぐらい)
2. 圧力の下がったガスを運ぶ耐圧チューブ
3. ペットボトルのふたにつけるライトカップリングとマイクロカプラソケットもしくはチェックバルブ(炭酸ガスを入れるときだけガス等を通す逆流防止の道具)

が必要です。3. はペットボトルのふたに穴をあけて道具を付ける加工が必要です。チェックバルブを使ったものですが

このような(左下)ものになります。



(右上は) 私の家で使っている内容量5Kgのボンベに減圧弁がついて、耐圧チューブが伸びています。ボンベの色は分からぬと思いますが容器保安規則に従い、液化炭酸ガスが入っているので緑色をしています。緑のボンベなので通称ミドボンと呼ばれています業務用のボンベです。他にミニボンベといって内容量の小さいものもあります。炭酸水の製法より、道具をそろえるのが大変ですが製法は以下の通りです。

- ① 耐圧ペットボトルに水(好きな量)を入れて冷蔵庫で冷やします。
- ② 逆流防止策を講じたペットボトルのふたを使い、ボンベ、レギュレータ、チューブ、ふた、ペットボトルを繋ぎます。
- ③ レギュレータを開け、炭酸をペットボトルに送ります。
- ④ ペットボトルを逆さにして振り、炭酸を混ぜます。泡が出なくなるまで振ります。
- ⑤ レギュレータを閉じて、チューブとふたを分離します。ペットボトルは冷蔵庫でしばらく休ませると、ふたを開けるとき飛び散らなくなります。

*作成は自己責任で。

この方法は面倒ではありますが、ミドボンを使用した場合、コストパフォーマンスが優れています。他のどの様な方法と比べても圧倒的に安いのですが、ボンベの取扱いに注意しなくてはなりません。法律上では一般高圧ガス保安規則にある高圧ガスの消費及び貯蔵について守る必要があります。お手軽ではありません。

■ 炭酸水を作るⅢ

ボンベを使う方法で、最近は炭酸水を作る専用の道具が売られています。炭酸メーカーと言う、ソーダ〇〇〇とか●●●ソーダという名前の商品です。ミニボンベを使うので、コストはⅡとあまりかわりません。メーカーの指示と注意の元、炭酸が作れます。

■ 最後に

色々と作成方法を書きましたが、家での作成方法です。外では普通に購入しますし、色々混ざった飲み物も飲みます。インターネットユーザ部会は、会合後飲み会が多く開催されます。是非、議論に参加し、その後炭酸を飲みましょう。※お酒や炭酸が苦手な方もいらっしゃいますので無理にお勧めする事はありません。お好きな方は是非どうぞ。

お知らせ

■社名変更のお知らせ

本年7/1付で、ソネット株式会社から「ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社」に社名を変更いたしました。

なお、サービス名称はこれまで通り「So-net」から変更ございません。

Tさんには同居している高校2年と中学3年の姪っ子が2人いる。上の子は天然、ド天然の頑固者、あの子に誰も（多分、家族限定）敵わない。編集後記にもちょくちょく登場するが、それはあの子の素行が面白すぎるので致し方ない。ド天然の子に埋もれがちで存在感がなさそうな下の子ではあるが、それはただ単に面白ネタがないからである。そんな下の子、京都・奈良へ修学旅行に行ったわけだが、準備をする際に、部屋着・パジャマのところにいろいろとNG項目があるわけで、やれ、パークーはダメだの、派手めはダメだの、ズボンの丈は体育着より短いのはダメやら、なんやら。ま、ま、ジャージでいいのよ、考えることないわ。だって、上の子はジャージで行ったのだもの。そうそう、ジャージを買った時に、下の子もこれでいいじゃん、ってことになったのだもの。箪笥から引っ張り出し、はい、と渡したらひと言「パークーはダメなんだよ！」………パークー？ パークー？ これ、ジャージだよ！ パークーってフードが付いているんだよ。修学旅行に行くのに制服のYシャツが足りず、学校より帰ってきた旅行前のこと。「洗濯機にいれておいで。入（ボタン）押して、スタートボタン押せばいいだけだから」「はーい！」（数分後…）「大変大変だよ！（洗濯機から）水が出ないで困っちゃったよ！（洗濯機）壊れてるよ！」…………最初に量を測るために回るんだよ。みてきてごらん、今、きっと水が出てるから
「言ってよー」と言われましてもね、私、スイッチ押してスタートボタン押すだけだよ、それで洗濯できるから、と言ったはずなのだが。
いつもそんな感じである。マジメなんだか、抜けているんだか、まったく、愛いやつめ！（T）

JAIPA Express Vol.43

2016年10月20日 初版第1刷発行

発行所

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町3-24 カヨー桜丘ビル6F
TEL:03-5456-2380 FAX:03-5456-2381
URL:<http://www.jipa.or.jp/> E-mail:info@jipa.or.jp

印刷

フジサービス株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2-20-8



■本書の内容に関するご質問は、E-mailにてお問合せください。
■本書掲載記事の無断複数・放送は堅くお断りいたします。
■乱丁、落丁本がございましたらお取り替えいたします。

© 2016 Japan Internet Providers Association